

産業教育振興法案についての発言

(六・一七 盛岡会場における協議会で)

大井ヒヂ

農、工、商部会の各代表の発言に対し家庭科部会のものがだまつてゐることは、この法案に対する無関心であると思われたり、喜んでいないと思われるおそれがあるので、この壇上に立ちました。

この法案が話題にのぼるようになつてから、家庭科関係の者はひそかに気をもんでおりました。理論的に静かに考えれば、家庭科が、もちろん、この法案に包含されるものとして、心の底には安定感を持ちながらも、世のうわさにはら／＼することも度々ございました。

衆議院を通過しました産業教育法案には職業教育として行う家庭科を含むと明記されていることを知つて、家庭芸芸課程だけでも、とにかく入つたことは、本当によかつたと安堵の胸をなでおろしたのでございました。ところがつい先ごろ、参議院を通過した法案名も、産業教育法案と改められたものは、前の法案の重要な部分の、第三、四、五条は削除されてしまい、やゝ骨抜きになつた感じをうけますが、家庭科教育全部が対象と変つており、全く思いがけない拾いものをしたといふほんとうに予期以上のものとなりました。

さすがは、農、工、商、水産関係の方々が広大無辺の御配慮をなされたのであると、深い感銘をうけたのでございました。この決定案を手にしまして、この感謝したい気持と、心からのお礼をどなたに申上げたらいゝのかと私流に考えまして、職業高等学校長に礼を述べたり課長に述べたりしました。又先日文部省が参りました節、職業教育課長さんにお礼を申上げてこゝへ参りましたが、先程からの皆様のお話を伺つて、これらの方々の他に、今日こゝへ御参集の先生方にこそ、お礼を申上げるのが適切であることを知ることが出来ました。皆様本当にありがとうございました。農、工、商、水産と堂々と肩を並べて参画いたしました以上は、この法案の第一条に示されましたが、その大きな一翼を担つて、家庭科に入つても

らつてやつぱりよかつたと、皆様によろこばれるように努力してまいります。この法案をみた全国の家庭科教師は、きつと／＼大いに奮起いたしまして、研修につとめ、一段の努力をいたすこと信じます。今後とも御支援、御鞭撻を願い、相協力して産業の振興に寄与することを誓います。皆様本当にめでとうございました。ありがとうございました。(新潟県指導主事)

産業教育振興法

第一章 総則

第一条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基盤であることにかんがみ、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神にのつとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得せるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の中学校部を含む。以下同じ)高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ)又は大学が、生徒、又は学生に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するため必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行う教育(家庭科教育を含む)をいう。

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること

二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善のため必要な援助を与えること

三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその振興を図ること

四 産業教育に從事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること

五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること

第二章 産業教育審議会

第一節 中央産業教育審議会

第四条 文部省に、中央産業教育審議会（以下「中央審議会」という）を置く

第五条 中央審議会は、二十人の委員で組織する。

2 委員は、左に掲げる者につき、文部大臣が任命する

一 産業経済界における学識経験がある者 四人

二 教育界における学識経験がある者 八人

三 労働界における学識経験がある者 四人

四 関係行政機関の職員 四人

3 前項第一号から第三号までに掲げる者うちから任命される委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第六条 中央審議会は、第三条各号に掲げるよな事項その他産業教育に関する重要な事項について、文部大臣の諮問に応じて調査審議し及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。

第七条 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、産業教育に關し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基いて文部大臣が任命する。

第八条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

2 委員及び専門委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

第九条 中央審議会に關し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、政令で定める。

第一節 地方産業教育審議会

第十条 この法律の規定により國の財政的援助を受ける都道府県に、地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という）を置くものとする。

2 市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ）に、地方審議会を置くことができる。

議会を置くことができる。

第十二条 地方審議会は、都道府県にあつては十人以上三十人以内、市町村にあつては五人以上十五人以内において条例で定める員数の委員で組織する。

2 前項の条例に関する議案の作成及び提出についていごは、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第六十一条に規定する事件の例による。

3 第一項の委員は、第五条第二項の例に準じて、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

4 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

5 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

6 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

7 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

8 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

9 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

10 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

11 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

12 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

13 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

14 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

15 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

16 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

17 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

18 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

19 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

20 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならぬ。

第三章 財政的援助

第一節 公立学校

第十五条 国は、公立学校の設置者が左の各号に掲げる施設又は設備で中央審議会の議を経て政令で定める基準に達していないものについてこれを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費について当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。

2 高等学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備

二 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験室
 習の施設又は設備は、設置者の現職教育又は養成を行ふ
 三 中学校における産業教育のための実験実習及び職業指導のため
 の施設又は設備

四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行ふ
 大学における当該現職教育又は養成のための実験実習の施設又は
 設備

二 前項に規定するもののほか、国は、公立学校の設置者に対し、予
 算の範囲内において、左の各号に掲げる経費について、補助するも
 のとする

一 国又は地方の産業の発展のために必要と認められる産業教育を都
 行う高等学校又は短期大学で、文部大臣が高等学校にあつてはその設
 置者の申請により指定するものが当該教育を行うために必要な実
 験実習の施設又は設備の充実に要する経費

二 地方の産業教育及びこれに関する研究の中心施設として文部大
 臣が都道府県の教育委員会の推薦に基いて指定する中学校又は高
 等学校が当該教育又は研究を行うために必要な実験実習の施設又
 是設備に要する経費及び当該研究を行うために必要なその他の経
 費

三 産業教育に従事する教員及び指導者の現職教育に必要な経費

四 その他産業教育の奨励のために特に必要と認められる経費

第十六条 国は、公立の中学校又は高等学校が中学校卒業後産業に従
 事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技
 能教育を主とする短期の教育(別科における教育及び学校において
 社会教育として行うもの)を行う場合においては、当該学校
 の設置者に対し、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要
 する経費について、中央審議会の議を経て政令で定める基準に従
 予算の範囲内において援助するものとする

第十七条 文部大臣は、補助金を受けたが左の各号の一に該当する
 に至つたときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめる
 とともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとす
 る

一 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反したとき

二 補助金交付の条件に違反したとき

三 虚偽の報告によつて補助金の交付を受けたことが明らかになつ
 たとき

2
 二 前項の規定により國が学校法人に対し財政的援助をする場合にお
 いては、私立学校法(昭和二十一年法律第三百七十号)第五十九条
 第二項から第六項までの規定の適用があるものとする

附 則 (略)

第十八条 この節に定めるものを除くほか、補助金の交付に関し必要
 な事項は、政令で定める

第二節 私立学校

第十九条 私立学校に関する國の財政的援助について、第十五条第二項か
 ら前項までの規定を準用する。この場合においては、「都道
 府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により國が学校法人に対し財政的援助をする場合にお
 いては、私立学校法(昭和二十一年法律第三百七十号)第五十九条
 第二項から第六項までの規定の適用があるものとする

あとがき

▼諸般の重要発表を許された當局のご厚意と地方の
 ご寄稿に深謝します。

▼二つの歸朝談は、其に協會の歡迎會席上の談話筆記で、文責記者に
 あり、いずれ親しく筆を執つていたことになつています。

▼毎号中學校記事に生氣なく、わずかに文部省の委員を煩わし、遠慮
 がちなか間報告でつないでいます。活潑な小學校に對し心外です。
 ▼朝鮮停戦提案の報到る。解熱必ずしも治療に非ざるもの、先ずはご同
 愛です。時漸く炎暑に入る。皆さまのご自愛を祈ります。(編集部)

「夏休みの家庭実習」

正誤

昭和二十六年七月一日 印刷發行

本号一部 十四 千六四

東京都杉並區和泉町二〇一

發行所 全国家庭科教育協会

裁中表ノ裁削除

二

8

3

卷	頁	行
二	8	3
三	13	7
二十四	2	すそくけ代 <small>20cm</small>

ノ誤

東京都澁谷區代々木山谷町二五〇
 印刷所 竹内印刷株式会社